

国立国語研究所の連絡調整会議に置かれる専門委員会に関する規程

平成24年 3月27日

国語研規程第61号

改正 平成25年 3月27日

改正 平成25年 9月25日

改正 平成26年 3月26日

改正 平成27年 3月25日

改正 平成28年 4月 1日

改正 平成28年 4月27日

改正 平成28年 9月14日

改正 平成30年 4月 1日

改正 令和 3年 4月 1日

改正 令和 4年 4月 1日

改正 令和 4年 4月13日

(趣旨)

第1条 この規程は、国立国語研究所連絡調整会議規程（国語研規程第11号）第8条に基づき、連絡調整会議（以下「会議」という。）に置かれる専門委員会（以下「委員会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(委員会の名称及び調査・検討事項)

第2条 会議には、別表に掲げる専門委員会を置き、別表に掲げる調査・検討を行う。

2 委員会は、調査・検討事項に応じて、部会又はワーキンググループを設置することができる。

(委員長)

第3条 委員会に委員長を置き、原則として会議に分属する者から議長が指名する者をもって充てる。

2 委員長は、委員会を主宰する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する者が、その職務を代行する。

(委員)

第4条 委員会の委員は、委員長が指名する。ただし、ハラスメント防止委員会に係る委員の指名にあたっては、性別及び所属等に配慮しなければならない。

2 委員会の委員は、それぞれの委員会の特性に応じ、適切な人数とする。

3 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(議事)

第5条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開くことができない。

2 委員会の議事を議決するときは、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(意見の聴取)

第6条 委員長は、必要に応じて委員以外の者に出席を求め、意見を聴取することができる。

(会議への報告)

第7条 委員会は、調査・検討の結果について会議に報告する。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

2 国立国語研究所の連絡調整会議、学術推進・国際展開企画会議に置かれる専門委員会に関する規程（国語研規程第53号）は廃止する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成28年4月27日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

2 国立国語研究所N I N J A Lプログラム委員会規程（国語研規程第55号）は廃止する。

附 則

この規程は、平成28年9月14日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

2 国立国語研究所研究情報誌編集委員会規程（国語研規程第73号）は廃止する。

附 則

この規程は、令和4年4月13日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

別表（第2条関係）： 専門委員会

	名 称	主な調査・検討事項
管理・運営関係	自己点検・評価委員会	研究所が自ら行う点検評価及び評価に関すること。
	情報セキュリティ委員会	情報セキュリティに関すること。
	知的財産委員会	研究所の知的財産の管理に関すること。
	情報基盤運用委員会	情報基盤の整備・管理・運用に関すること。
	情報公開・個人情報保護委員会	情報公開及び個人情報の管理に関すること。
	ハラスメント防止委員会	ハラスメントによる人権侵害の防止に関すること。
	研究倫理委員会	研究活動における不正行為の防止，研究者倫理の向上に関すること。
	施設・防災委員会	施設の管理運営及び防災等に関すること。
	将来計画委員会	研究所の将来計画に関すること。
	大学院教育委員会	大学院教育委員会の組織及び運営に関すること。
学術・発信関係	共同利用推進センター運営委員会	共同利用推進センターの運営に関すること。
	言語資源開発センター運営委員会	言語資源開発センターの運営に関すること。
	広報委員会	研究所の広報に関すること。
	論集編集委員会	『国立国語研究所論集』の編集・刊行に関すること。